



健康食品について

近年、健康に対する関心の高まり等を背景に、様々な健康食品が販売されています。健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に役立つものとして販売・利用される食品全般を指しているものです。

国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。これは、特定の保健の目的が期待できる場合にはその機能について、また、国の定めた栄養成分については、一定の基準を満たす場合にその栄養成分の機能を表示することができる制度です。健康食品は、次のとおり区分されています。



(厚生労働省ホームページより引用)

1 特定保健用食品（トクホ）とは

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品には、人の形をした消費者庁の許可マークが付されています。【機能表示例：脂肪の吸収を抑えます】



2 栄養機能食品とは

栄養成分（ビタミン・ミネラル）の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示するものをいいます。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。【機能表示例：カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です】

3 機能性表示食品（平成27年4月から制度開始）とは

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。【機能表示例：おなかの調子を整えます】

4 いわゆる「健康食品」とは

上記のような機能性の表示が出来ない一般食品で、栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品といった表示で販売されています。（参考：消費者庁ホームページ）